

# 組合だよりの

発行 富士市神戸土地区画整理組合  
(富士市役所市街地整備課内事務局)

富士市神戸土地区画整理組合広報誌 第20号 平成23年9月発行 Tel 51-0123 内線2688



## ◇前号（第19号・H23年4月発行）から現在までの事業の報告について

- 1 役員会（平成23年9月までの間に6回）
  - 2 第22回総代会 平成23年7月28日
- 上記のうち、第22回総代会について報告いたします。

### ＜第22回総代会＞

議第1号 平成22年度事業報告について

議第2号 平成22年度収入支出決算の認定について

以上が議案として上程され、総代の皆様に承認されました。



## ◇保留地の販売状況について **個別保留地、第1号 売却済！！**

組合で兼ねてより販売中の保留地3区画（右図参照）の内、1区画（第11街区保留地3）が今年7月売買契約を締結し、売却済となりました。残りの2区画の保留地についても、引続き宣伝広告等の販売活動をしていきます。組合員の皆様には知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、是非とも事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

（事務局連絡先 Tel 51-0123 内線2688）

## ◇保留地販売予定について **個別保留地販売 第2弾！公開まじか！**

組合では、今回、新たに6区画の保留地（18・30街区）を販売する計画を進めております。この保留地は神戸区画整理区域の中で、ほぼ中央に位置する場所（右図参照）であり、まもなく、造成工事も完成する予定です。

今年度「11月20日号の広報ふじ」に掲載し、公開抽選の形で広く募集をしていきたいと思っております。また、併せて、広告チラシ等の販売促進方法を検討し、販売活動を展開していきたいと思っております。

現在販売中の2区画と同様、組合員の皆様もPR等のご協力をよろしくお願いいたします。

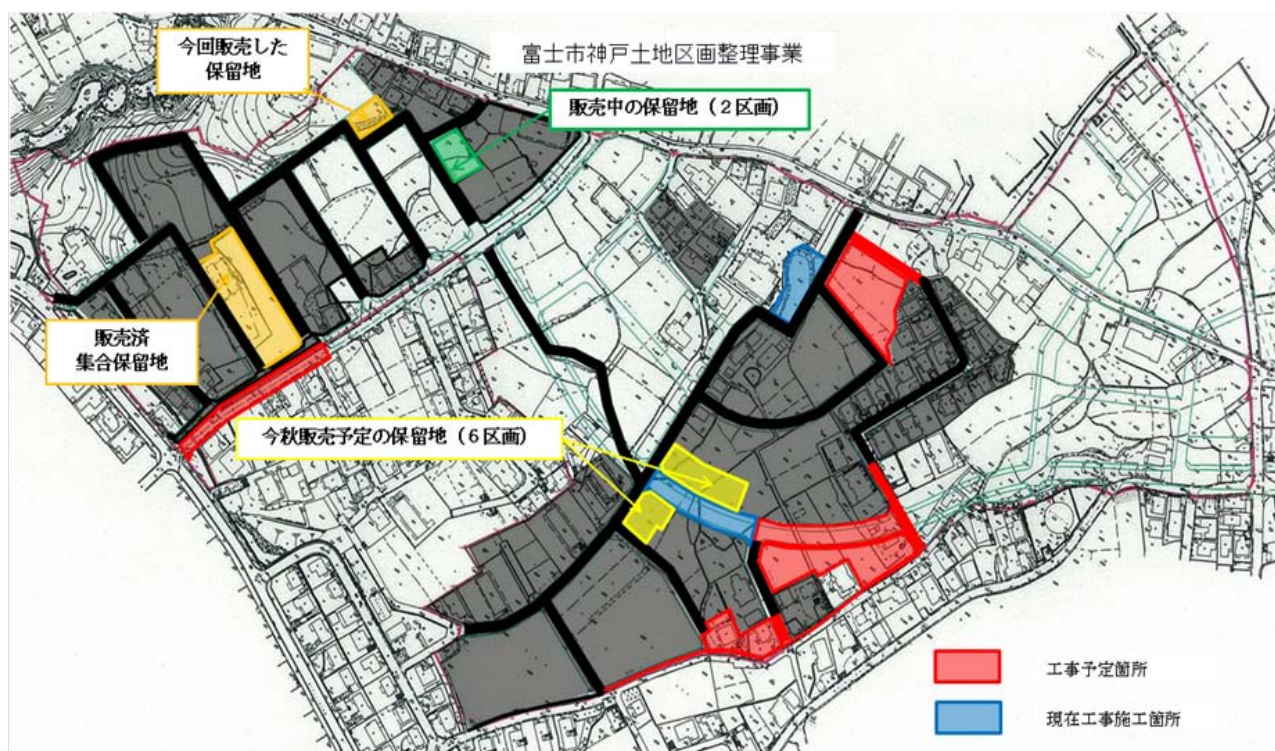
## ◇仮換地分割について

以前、「組合だより」（第13号、平成20年10月発行）にて、「個人換地の分譲については他の開発行為と同様に、富士市の開発基準を守るように指導しています。」などの内容を、組合員の皆様に周知したところでありますが、最近、個々の仮換地において、宅地分譲等を行うケースが増えてきております。そこで、仮換地の分割についての取扱い基準を、別紙のとおり、決めました。

これから、自分の仮換地を分割する予定のある方、また詳しくお知りになりたい方は、市役所の市街地整備課内事務局までお問い合わせください。

## ◇平成23年度工事の実施状況について（9月中旬まで）

平成23年度工事の実施状況についてお知らせいたします。（下図参照）ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。



★上記の箇所以外であっても協議が整い次第、補償や工事を行っていきます。



◎ 土地について相続、売買、贈与等で所有権の変更がある方は事前に事務局（TEL51-0123 内線 2688）までご連絡ください。

